

(有利な発行価額)

2-3-7 令第119条第1項第3号《有利な発行価額で取得した有価証券の取得価額》に規定する「有利な発行価額」とは、当該新株の発行価額を決定する日の現況における当該発行法人の株式の価額に比して社会通念上相当と認められる価額を下回る価額をいう。

(注)1 社会通念上相当と認められる価額を下回るかどうかは、当該株式の価額と発行価額の差額が当該株式の価額のおおむね10%相当額以上であるかどうかにより判定する。

2 発行価額を決定する日の現況における当該株式の価額とは、決定日の価額のみをいうのではなく、決定日前1月間の平均株価等、発行価額を決定するための基礎として相当と認められる価額をいう。

(株主として取得したものの意義)

2-3-8 令第119条第1項第3号《有利な発行価額で取得した有価証券の取得価額》に規定する「株主等として取得したもの」とは、株主等としての地位に基づき平等に取得したものをいうことに留意する。

(有利な発行価額で新株等が発行された場合における有価証券の価額)

2-3-9 令第119条第1項第3号《有利な発行価額で取得した有価証券の取得価額》に規定する有価証券の払込みに係る期日における1株当たりの価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次による。

(1) 新株が令第119条の13第1号から第3号まで《上場有価証券等の時価評価金額》に掲げる有価証券（以下2-3-9において「上場有価証券等」という。）である場合 その新株の払込期日における当該新株の9-1-8本文前段《上場有価証券等の価額》に定める価額

(2) 旧株は上場有価証券等であるが、新株は上場有価証券等でない場合 新株の払込期日における旧株の9-1-8本文前段に定める価額を基準とし

(新 設)

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>て当該新株につき合理的に計算される価額</u></p> <p>(3) (1)及び(2)以外の場合 <u>その新株又は出資の払込期日において当該新株につき9-1-13及び9-1-14《上場有価証券等以外の株式の価額》に準じて合理的に計算される当該払込期日の価額</u></p> <p><u>(公社債の経過利子)</u></p> <p><u>2-3-10 法人が国債又は地方債若しくは社債（いわゆる金融債等会社以外の法人が特別の法律により発行する債券で利付きのものを含む。）をその利子の計算期間の中途において購入し、直前の利払期からその購入の時までの期間に応じてその債券の発行条件たる利率により計算される経過利子に相当する金額を支払った場合において、当該金額をこれらの債券の取得価額に含めないで当該債券の購入後最初に到来する利払期まで前払金として経理したときは、これを認める。</u></p> <p><u>(政府保証債の応募予約料に相当する金額)</u></p> <p><u>2-3-11 法人が新たに発行される政府保証債を引き受ける場合（証券業者等の募集に応じて引き受ける場合を含む。）において、その収入する応募予約料に相当する金額を発行価額から差し引いて払い込み、その払い込んだ金額を当該政府保証債の取得価額として経理しているときは、これを認める。</u></p> <p><u>(注) 金融機関等が政府保証債を引き受けたことにより収入する引受責任料及び募集取扱料に相当する金額又は国債を引き受けたことにより収入する手数料の額は、その収入すべき日（引受契約の締結日を含む。）の属する事業年度の益金の額に算入する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

(轉換社債を轉換した場合の経過利子の取得価額算入)

2-3-12 法人が、轉換社債をその利子の計算期間の中途において購入したため、2-3-10の取扱いを適用して経過利子に相当する金額を前払金として経理している場合において、その購入後最初に到来する利払期前に株式に轉換したときは、当該前払金を株式の取得価額に算入する。ただし、当該経過利子に対応する期間について益金の額に算入されるべき利子の支払を受ける場合における当該前払金については、この限りでない。

(注) 同一銘柄の轉換社債をその利子の計算期間の中途において2回以上にわたって購入し、それぞれの経過利子に相当する金額を前払金として経理している場合において、その購入後最初に到来する利払期前にその一部を株式に轉換し、又は他に譲渡したときは、次の算式により当該前払金の合計額のうち株式の取得価額に算入し、又は譲渡に伴って損金の額に算入する金額を計算することができる。

(算式)

$$\text{当該前払金の合計額} \times \frac{\text{その株式に轉換し、又は譲渡した轉換社債の額面金額の合計額}}{\text{その購入した轉換社債の額面金額の合計額}}$$

(新株引受権付社債に係る新株引受権を行使した場合の経過利子の取得価額算入)

2-3-13 2-3-12《轉換社債を轉換した場合の経過利子の取得価額算入》は、新株引受権付社債に係る新株引受権を行使して株式を取得した場合(当該新株引受権付社債の発行価額をもって払込みがあったものとされた場合に限る。)について準用する。

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(信用取引等及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される有価証券の取得価額)</u></p> <p><u>2-3-14 法第61条の4第2項《信用取引等に係る利益相当額の益金算入等》又は法第61条の5第2項《デリバティブ取引に係る契約に基づき金銭以外の資産を取得した場合における益金算入等》の規定の適用がある場合において、その取得した有価証券の取得価額は、令第119条第1項第6号《有価証券の取得価額》の規定に基づき、当該取得の時ににおけるその有価証券の取得のために通常要する価額（当該有価証券の取得の時ににおける価額に受渡決済に伴って新たに支出する委託手数料その他の費用の額を加算した金額をいう。）となることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p><u>(有価証券の種類)</u></p> <p><u>2-3-15 令第119条の5第1項《有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の選定及びその手続》に規定する有価証券の種類は、おおむね証券取引法第2条第1項第1号から第11号まで（第9号を除く。）の各号及び第2項第1号（定義）ごとの区分によるものとし、外国又は外国法人の発行するもので同条第1項第1号から第6号まで、第7号の3又は第8号の性質を有するものは、これに準じて区分する。</u></p> <p><u>ただし、転換社債又は新株引受権付社債は、同項第4号の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分することとし、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができる。</u></p> <p><u>(注) 法人が、新株引受権付社債に係る取得価額につき社債と新株引受権とに</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

合理的に区分して経理しているときは、当該社債及び新株引受権については、それぞれ同項第4号の社債及び同項第6号の新株引受権に含まれる。

(信託をしている有価証券)

2-3-16 法人が信託(金銭の信託を除く。)をしている財産のうち当該法人が有する有価証券と種類及び銘柄を同じくする有価証券がある場合には、当該信託に係る有価証券と当該法人が有する有価証券とを区分しないで令第119条の2から第119条の4まで《有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法等》の規定を適用するのであるから留意する。

(注) 金銭の信託に係る有価証券には、次のようなものがある。

- (1) 合同運用信託及び証券投資信託に係る有価証券
- (2) 指定単独運用の金銭信託に係る有価証券

(自己株式に係る評価方法の区分)

2-3-17 法人が取得した自己の株式又は出資(以下2-3-17において「自己株式」という。)につき次に掲げるものごとにそれぞれ別の区分として令第119条の2《有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法》の規定を適用しているときは、これを認める。

- (1) 商法第212条ノ2第1項(有限会社法第24条第1項の規定により準用する場合を含む。)(定時株主総会決議等に基づく利益による株式の消却をするための取得)、株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第3条第1項(取締役会の決議に基づく利益による株式の消却をするための取得)及び第3条の2第1項(取締役会の決議に基づく資本準備金による株式の消却をするための取得)の規定に基づき取得したもの
- (2) 商法第210条ノ2第1項《取締役又は使用人に譲渡するための取得》の規定に基づき取得したもの(3)に掲げるものを除く。
- (3) 商法第210条ノ2第2項第3号に定める場合において同条第1項の規定

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>に基づき取得したもの</u></p> <p>(4) <u>商法第210条第5号及び第210条ノ3第1項（有限会社法第24条第1項の規定により準用する場合を含む。）《売渡請求及び相続による取得》の規定に基づき取得したもの</u></p> <p>(5) <u>その他の事由により取得したもの</u></p> <p>(注) <u>(1)の規定に基づき取得した自己株式のうちその失効手続が当該取得の日の属する事業年度終了の日までに完了していないものにつき、同日に失効手続が完了し株式の消却が行われたものとみなして会計処理を行っているときは、当該自己株式の実際の失効手続が当該事業年度終了後に遅滞なく完了しているときに限り、これを認める。</u></p>	
<p><u>(合併により受け入れた有価証券の評価方法)</u></p> <p>2-3-18 <u>合併法人が被合併法人から有価証券を受け入れた場合における当該有価証券の評価方法の選定については、当該合併法人がその合併の時に当該有価証券を新たに取得したのものとして、令第119条の5第2項《有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の選定及びその手続》の規定を適用することに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(原価法一期末時評価による評価損益を資本の部に計上している場合の期末帳簿価額)</u></p> <p>2-3-19 <u>事業年度終了の時（以下2-3-19において「期末時」という。）に有する法第61条の3第1項第2号《売買目的外有価証券の期末評価額》に規定する売買目的外有価証券（令第119条の2第2項《有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法》に規定する「<u>其他有価証券</u>」に限る。以下2-3-19において同じ。）について、期末時における価額（当該事業年度</u></p>	<p>(新 設)</p>

終了の日以前1月間の価額の平均額を含む。）をもって当該売買目的外有価証券の当該期末時における評価額とし、かつ、当該評価によって生じた評価損益の金額（当該評価額と同号に規定する帳簿価額との差額をいう。）の全額をいわゆる洗替方式により資本の部に計上している場合であっても、当該有価証券の同号に規定する帳簿価額は、当該期末時の評価を行う前の金額となることに留意する。

(注) 上記の評価を行っている場合における次に掲げる事項は、それぞれ次によることに留意する。

- (1) 当該売買目的外有価証券の令第22条第1項第1号又は第2号（総資産の帳簿価額等）に規定する帳簿価額は、当該期末時の評価を行う前の金額となる。
- (2) 資本の部に計上した評価損益に相当する金額は、法第2条第17号及び第18号（定義）に規定する資本積立金額及び利益積立金額に該当しない。
- (3) 「評価損益の金額の全額をいわゆる洗替方式により資本の部に計上している場合」には、税効果会計に基づき、当該評価損益の金額の一部に相当する金額を繰延税金資産又は繰延税金負債として計上している場合が含まれる。

（その他これに準ずる関係のある者の範囲）

2-3-20 令第119条の2第2項第2号（企業支配株式等の意義）に規定する「その他これに準ずる関係のある者」には、会社以外の法人で令第4条第2項各号及び第3項（特殊関係法人）に規定する特殊の関係のある者が含まれる。したがって、例えば、株主の1人及びこれと令第4条に規定する特殊の関係のある個人又は法人が有する会社以外の法人の出資の金額が当該法人の出資金額の50%以上に相当する場合における当該会社以外の法人はこれに該当する。

（新 設）